

## 不在者投票を郵便で 重度身体障害者が対象 (三月一日から実施)

郵便による不在者投票の制度が創設されました。この制度は、身体に重度の障害がある選挙人について、選挙権行使の方法を拡充するため行われるもので、五十年三月一日から実施されます。

この対象となる者は、①身体障害者福祉法に規定する障害者については、両下肢、体幹、心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害となつています。その程度は障害者手帳に両下肢又は体幹については一級と二級が、心臓、じん臓、呼吸器の障害については一級若しくは二級と記載される者。②戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者については、戦傷病者手帳に、両下肢等の障害の程度が両下肢若しくは体幹の障害にあつては、特別項症から第二項症まで、心臓、じん臓若しくは呼吸器の障害にあつては特別項症から第三項症までである者として記載のある者となっております。

この者が投票をするには、選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員長から、郵便投票証明書(交付日から四年間有効)

の交付を受けなければなりません。この申請は、所定の申請書(選挙にあり)に身体障害者手帳又は都道府県知事が両下肢等の障害の程度を証する書面を添えてしなければなりません。

郵便投票証明書の交付を受けた選挙人が投票をする場合は、投票

## 国民年金の保険料改正 九百円から千百円に

国民年金は、歳をとったり、障害者となつたり、母子家庭になつた場合に支給して、生活の安定を図ることを目的としております。そのために、昭和四十九年の一月には年金額が大幅に引き上げられさらに九月には物価の上昇に依じて増額されました。このようなこともあつて、昭和五十年一月から国民年金の保険料が九〇〇円から一、一〇〇円に改定されることになりました。

国民年金の保険料は、加入した人は必ず納めなければならぬ。「定額保険料(一、一〇〇円)」と「付加年金制度」の「付加保険

料(四〇〇円)」の二段階になっています。より高い年金をお望みの方は、「付加年金」に加入してより多い年金を受けましょう。

選挙人が投票をする場合は、投票日の四日前までに選挙人名簿に登録されている町の選挙委員長に対し、本人が署名した交付請求書に郵便投票証明書を添えて投票用紙等の請求をして下さい。

交付を受けた投票用紙に自分の選んだ候補者一名を記載して、選挙委員長宛に郵便によって送付して下さい。この場合郵便をうけた選挙委員長が投票所の閉鎖時刻までに投票管理者に郵便を送致出来るように郵送して下さい。

## 印鑑の登録 変更は早目に

(年度末はこみ  
あいます)

印鑑登録変更については、本紙四十九年九月一日号ですすでにお知らせしたとおり、四十九年十月一日から印鑑の登録と証明の制度が変わりました。四十九年十月一日以前に印鑑登録をしてあるもので、まだ登録変更をしていない者は早目に済ませて下さい。

この期間に登録変更をしないと今迄の印鑑は無効になります。四月一日からは、新規登録をしていただくこととなります。従つて新しい制度では、登録を代理人に委託

市原茂雄氏(鳥喰下)と伊藤一郎氏(中台)から町に寄附がありました。市原氏は、町村合併を記念して、第一保育所児童の福祉に十万円、伊藤氏は町財政の一助にと七万八千五百五十円を寄附されたものです。どうもありがとうございます。

**印鑑登録証**

登録番号 **10000**

昭和 **50**年 **2**月 **1**日交付

横 芝 町 長

千城野  
武部横  
町長印

### 人権相談を 毎月火曜に開く

人権はすべての人間が幸福な生活を営む為に必要なことのできない権利です。他人から人権を侵害された場合や悩み事について、人権擁護委員にご相談下さい。今年から定期的に開設して参ります相談の秘密は固く守られますのでお気軽においで下さい。経費は無料です。

相談日 毎月第三火曜日  
午後一時～四時まで  
場所 東町児童館

任する場合はすべて本人の意志を確かめるため、文書照会をします。そのために一日ないし二日の日数が必要です。したがって即時登録及び証明書の交付は遅れますので御注意下さい。

尚、詳細は住民課へお問い合わせ下さい。